

選挙権年齢 ～満18歳以上に～



選挙管理委員会事務局
☎775-9689 ・ ☎775-9819

公職選挙法などの一部が改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。6月19日以降に行われる国政選挙(衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙)の公示日以後に公示・告示される選挙(国政選挙および地方選挙など)から適用されます。

今回の選挙権年齢引き下げによって、若い世代も政治に関心を持ち、積極的に政治に参加することが期待されています。有権者の一人一人が、大切な一票を無駄にしないように投票しましょう。

●選挙の基本知識Q&A

Q いつまでに満18歳になっていれば投票できますか？

A 投票日時点で満18歳(投票日の翌日が満18歳の誕生日である人まで)になっていれば投票できます。選挙で投票するためには、選挙人名簿への登録(住民票が作成された日または転入届を行った日から引き続き3カ月以上、当該市区町村の住民基本台帳に記録)も必要です。選挙人名簿の登録は、住民票がある市区町村の選挙管理委員会が行います。

Q 満18歳以上になると選挙運動ができるようになるのですが、どんなことができますか？

A 選挙運動とは、「特定の選挙につき、特定の候補者の当選を目的として、投票を得または得させるため直接または間接に選挙人に働きかける一切の行為」をいいます。(下図参照)選挙運動は、立候補の届け出が受理された時から投票日前日まで行うことができます。

できること



友人・知人に投票や
応援を直接依頼する

選挙運動メッセージを
掲示板・ブログなどに
書き込む

選挙運動の様子を動画
サイトなどに投稿する

投票や応援を
電話で依頼する

選挙運動メッセージを会員
制交流サイト(SNS)などで広
める(リツイート、シェアなど)

できないこと【例】



公示・告示日前の選挙運動

電子メールを使用した選挙運動
(ただし、候補者や政党などの使用は可)

当選を得る目的で無償提供などの財産上の利益の提供
を申し出ること・受けること(買収)

※同じ高校3年生でも、18歳未満の人は一切の選挙運動ができません。

●投票の流れ

受付・名簿対照



名簿に載っている本人であるか
確認を受けます。

投票用紙交付



入場券と引き替えに投票用紙を
受け取ります。

記入



候補者名などを記入します。

投票



投票用紙を投票箱に入れます。